

商店街リバイバル支援事業費補助金 Q&A

Q1 アーチ・アーケードを撤去後、商店街団体を解散する予定ですが、申請可能ですか。

A1 解散のためにアーチ・アーケードを撤去する場合は、申請できません。
アーチ・アーケードを撤去した場合は、その撤去した年度内もしくは翌年度内までに、本補助金を活用して、商店街の集客力強化に向けた活動を行ってください。

Q2 集客力強化に向けた活動とはどんなものですか。

A2 次の例を参考にしてください。「何をしたらいいかわからない」など、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

(例) 広くなった通りを活用したスタンプラリーや売り出しイベント

(例) 日当たりが良くなったことを活用し、植物を育てて景観を整える。

(例) 雨の日の客足が遠のかないよう、雨の日セールを開催する。

Q3 調査点検費用・撤去工事費用など、補助メニューごとに年度をわけて申請することは可能ですか。

A3 交付申請可能です。ただし、令和9年度以降の予算確保をお約束することはできませんので、ご注意ください。

(例) 令和●年度 アーチ・アーケードの撤去に係る調査点検費用

⇒ 令和▲年度 アーチ・アーケードの撤去工事に係る費用

⇒ 令和■年度 アーチ・アーケード撤去後の集客力強化に向けた活動費用

Q4 アーチ・アーケード撤去後に新しいアーチ・アーケードを建設予定ですが、この補助金を活用してよいでしょうか。

A4 本補助金は、アーチ・アーケードを撤去することで、今後の維持費削減を図ることを目的としているため、この場合は本補助金について交付申請できません。看板やのぼり旗の購入など、簡易なものについては、県にご相談ください。

Q5 県内市町村のアーチ・アーケード撤去補助と併用してよいでしょうか。

A5 併用可能です。県内市町村が実施する補助事業において、アーチ・アーケードの撤去について補助対象事業となる場合、補助対象経費の総額が、県及び市町村の補助金の合計を上回らない範囲内で、両補助金を併用して活用することは問題ありません。

なお、補助対象経費の総額を上回る補助金を受給したことが判明した場合、不適切な受給とみなされ、返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

※ ただし、県内市町村の規定により県補助金の併用ができない場合もありますので、活用される際は、該当の市町村に必ず確認してください。

Q 6 効果測定に必要な満足度調査の実施について、参考様式はありますか。

A 6 アンケート用紙の参考様式をホームページに載せていますので、ご活用ください。